

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成29年11月20日 06時00分ごろ
発生場所	宮城県東松島市宮戸島南方沖 波島灯台から真方位237° 1.2海里付近 (概位 北緯38°18.2′ 東経141°09.8′)
事故の概要	貨物船第六芙蓉丸は、西北西進中、のり養殖施設に進入し、同養殖施設が損傷した。
事故調査の経過	平成29年11月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第六芙蓉丸、3,610トン
船舶番号、船舶所有者等	141212、NSユナイテッド内航海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網の損壊等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2m 日出時刻：06時23分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか10人が乗り組み、宮城県仙台塩釜港塩釜区への入港に備え、船長が、船橋で操船指揮をとり、二等航海士をレーダー、電子海図情報表示装置（ECDIS）等での監視に、機関長を機関操作に、操舵手1人を操舵にそれぞれ当たらせ、塩釜航路東口に向けて西北西進していた。</p> <p>本船は、塩釜信号所から本船の他に1隻の入航船（以下「先行船」という。）がいるので、先行船に続いて塩釜航路に入るよう連絡を受けた後、左舷船首方にいた先行船が、停泊灯から航海灯に切り換わって航行を開始し、本船の針路線上に入ってくる状況であったので、先行船との距離をとる目的で、主機を半速力前進として減速し、約30°右転した。</p> <p>船長は、先行船の動向に注意していたところ、右転したことを失念し、塩釜航路東口に向かって航行していると思っていたので、船首方に見えた白色の灯光を同航路東口付近にある塩釜灯浮標と思い、同灯光を左舷方に見て通過した。</p> <p>船長は、二等航海士から船首方に養殖施設がある旨の報告を受け、塩釜灯浮標付近に養殖施設があることを不審に思い、左舷方に見て通過した灯光が塩釜灯浮標ではなかったことに気付いた。</p>

	<p>本船は、船長が直ちに左舵一杯を指示してのり養殖施設を避けようとしたものの、同養殖施設に進入した。</p> <p>船長は、仙台塩釜港塩釜区への入港経験が多数あり、本事故発生場所付近の航行に慣れていたが、先行船との距離をとることに注意が向き、船首方に見えた洞掛根灯浮標（南方位標識、群急閃白光 毎15秒に6急閃光と1長閃光）の白色の灯光を、灯質を確認せずに同じ白色の灯光である塩釜灯浮標（モールス符号白光 毎8秒にA（・ー））だと思い込んでしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、二等航海士が、本事故当時、レーダー、ECDIS等での監視をしていて本船の針路が洞掛根灯浮標の北方に向いていることに気付いていたものの、船長がいずれ針路を変えるものと思っていたと本事故後に聞いた。</p>
分析	<p>本船は、塩釜航路東口に向かって航行中、船長が、先行船との距離をとることに注意を向け、船首方に見えた洞掛根灯浮標の灯光を塩釜灯浮標の灯光と思い込んだことから、洞掛根灯浮標の北方を航行してのり養殖施設に進入し、同養殖施設が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、塩釜航路東口に向かって航行中、船長が、先行船との距離をとることに注意を向け、船首方に見えた洞掛根灯浮標の灯光を塩釜灯浮標の灯光と思い込んだため、洞掛根灯浮標の北方を航行してのり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 針路及び船位の確認を適宜行うこと。 ・ 視認した航路標識の灯質を確認すること。 ・ 操船指揮者は、他の船橋当直者に必要な情報を入手させたり、積極的に報告させたりするなどして船橋内での情報を共有し、BRMの強化を図ること。